

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年3月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				臨 時 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 2階 会議室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和3年3月10日（水） 1日間 至 令和3年3月10日（水）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員					
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	社会教育課課長補佐	杉本 真由美	
	人事主事	新田 康弘			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔		
その他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第28号 令和2年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動の内申について [非公開]	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告について 議案第27号 令和3年3月町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月10日 午前9時40分から午前10時まで
- 2 場 所 与謝野町役場加悦庁舎 2階 会議室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第12回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「審議事項」に入らせていただきます。

[公開しないこととする議決]

与謝野町教育委員会会議規則 第14条により、議案第28号について、全出席委員意義なく、公開しないこととすることに議決。

[議案第28号 令和3年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動の内申については提案どおり承認]

(塩見教育長)

次に、日程第3「報告事項」に入らせていただきます。

「専決処分の報告について」、相馬教育次長が報告いたします。

(相馬教育次長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められました令和3年3月町議会定例会に提出される当委員会関係議案につきまして、緊急処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長による専決処分をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。今回、意見照会がありました議案は次の4件です。

- 1 与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例及び与謝野町立体育施設条例の一部改正の件

- 2 財産の無償譲渡の件
- 3 令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の件
- 4 令和3年度与謝野町一般会計予算の件

1件目は岩屋小学校を廃校とし、その体育施設については与謝野町立体育施設に移管するという条例の一部改正、2件目は与謝学童保育所として利用しておりました施設を地元の区に無償譲渡したいという議案。あとの2件は、補正予算と当初予算についてでございます。

(塩見教育長)

何かご質問がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

(塩見教育長)

次に、日程第4「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

今回の教育委員会会議ですが、3月29日(月)の午後2時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

→後日、午後2時30分からに変更

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 28 号

令和 3 年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動
の内申について

与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動について、別紙のとおり京都
府教育委員会に内申するものとする。

令和 3 年 3 月 10 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩見 定生

(専決処分報告)

議案第27号

令和3年3月町議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

このことについて、緊急処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により2月24日付けで専決処分しましたので、同規則第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年3月10日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

別紙

令和3年3月町議会定例会の議決を経るべき議案に対する 意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年2月22日付け2与総第304号で意見を求められました令和3年3月町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりです。

記

- 1 与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例及び与謝野町立体育施設条例の一部改正の件
- 2 財産の無償譲渡の件
- 3 令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の件
- 4 令和3年度与謝野町一般会計予算の件

以上4件について、異議ありません。